

国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

論題 Title	主要国における集団殺害犯罪（ジェノサイド罪）
他言語論題 Title in other language	The Crime of Genocide in Major Countries
著者 / 所属 Author(s)	島村 智子 (SHIMAMURA Tomoko) / 外交防衛課 苅込 照彰 (KARIKOMI Teruaki) / 前 行政法務課長 宇都宮 美咲 (UTSUNOMIYA Misaki) / 行政法務課
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	894
刊行日 Issue Date	2025-06-20
ページ Pages	55-75
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	国際法における集団殺害犯罪（ジェノサイド罪）の構成要件、集団殺害犯罪の処罰に関する条約当事国の義務等について確認し、G7 各国及び韓国における国内法整備の経緯と主な規定を紹介する。

* この記事は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。

* 本文中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

主要国における集団殺害犯罪（ジェノサイド罪）

国立国会図書館 調査及び立法考査局
外交防衛課 島村 智子
前 行政法務課長 荻込 照彰
行政法務課 宇都宮 美咲

目 次

はじめに

- I 集団殺害犯罪（ジェノサイド罪）の概要
 - 1 定義及び処罰対象
 - 2 国際法上の位置付け
- II ジェノサイド条約及びICC 規程と各国国内法の関係
 - 1 ジェノサイド条約と国内法
 - 2 ICC 規程と国内法
 - 3 日本における対応及び国内法上の論点
- III 各国における集団殺害犯罪（ジェノサイド罪）の概要
 - 1 カナダ
 - 2 フランス
 - 3 ドイツ
 - 4 イタリア
 - 5 英国
 - 6 米国
 - 7 韓国

おわりに

別表 G7 各国及び韓国の国内法における集団殺害（ジェノサイド）の定義

キーワード：集団殺害犯罪、ジェノサイド、中核犯罪、国際刑事裁判所

要 旨

- ① 集団殺害犯罪（ジェノサイド罪）は、戦争犯罪、人道に対する犯罪、侵略犯罪と並び国際社会全体の法益を侵害する行為として扱われ、その構成要件は条約や慣習国際法で定められている。その裁判は、各国の国内裁判所又は国際刑事法廷で行われる。国際刑事裁判所（International Criminal Court: ICC）は、国家の刑事裁判権を補完するものと位置付けられており、国際犯罪の処罰において国内裁判所の役割は依然重要であるとされる。
- ② 1948年の「集団殺害犯罪の防止及び処罰に関する条約」（ジェノサイド条約）は、集団殺害が国際法上の犯罪であることを確認するとともに、締約国の集団殺害犯罪の防止・処罰義務を定めている。同条約では、集団殺害の行為を行った者の処罰に必要な国内立法を行うことを定めている。
- ③ 集団殺害犯罪は、1998年の「国際刑事裁判所に関するローマ規程」（ICC規程）に基づき設置されたICCの対象犯罪である。ICC規程は、その刑事実体法を締約国の国内法に編入するよう義務付けていない。なお、ICC規程上の義務ではないが、ICCの補完性の原則に鑑み、中核犯罪が自国で発生した場合や被疑者が自国に滞在している場合に自国内で対処するために、しかるべき国内法制を整えておく必要性を指摘する見解がある。
- ④ 両条約の拘束力が及ぶのは、その当事国のみである。しかし、集団殺害の禁止は、条約上の規範であるだけでなく、国際社会の全ての国を拘束する慣習国際法上の規則でもあるとされる。また、集団殺害の禁止は、国際社会全体に対する国家の義務である対世的義務であり、一般国際法の強行規範であるともいわれる。
- ⑤ 集団殺害犯罪に関する各国の国内法整備については、ジェノサイド条約の批准・加入に際し対応を行った国、同条約の批准・加入時には既存の国内法制で普通犯罪として対処可能と判断した国、ICC規程の批准・加入に際して自国での捜査・訴追を実施できるよう対応を行った国など、様々な状況がある。日本を除くG7各国と韓国の国内法における集団殺害犯罪の概要について、法整備の経緯、集団殺害犯罪の定義、裁判管轄権及び法定刑に関する規定を中心に紹介する。

はじめに

近年、ロシアによるウクライナ侵略やパレスチナ・ガザ地区へのイスラエルの攻撃などの武力紛争、また、ミャンマー国内の少数民族に対する迫害の疑いに関連して、集団殺害（ジェノサイド）⁽¹⁾の事実の有無等を主張する訴訟が国際法廷に提起され、審理の動向がしばしば報じられている⁽²⁾。これらの事態を踏まえ、日本が未批准である「集団殺害犯罪の防止及び処罰に関する条約」（ジェノサイド条約）⁽³⁾への加入を求める議論も国内でみられる⁽⁴⁾。

集団殺害犯罪（ジェノサイド罪）は、戦争犯罪、人道に対する犯罪、侵略犯罪と並び国際社会全体の法益を侵害する行為として扱われ、その構成要件は条約や慣習国際法⁽⁵⁾で定められている。その裁判は、各国の国内裁判所又は国際刑事法廷⁽⁶⁾で行われる。常設の国際刑事法廷として設置された国際刑事裁判所（International Criminal Court: ICC）は、国家の刑事裁判権を補完するものと位置付けられている。このため、国際犯罪の処罰において国内裁判所の役割は依然重要であるとされる⁽⁷⁾。そこで、本稿では、国際法における集団殺害犯罪の構成要件、集団殺害犯罪の処罰に関する条約当事国の義務等について確認した上で、主要国における集団殺害犯罪の概要として、日本を除く G7 各国及び韓国の国内法の主な規定を紹介する。

I 集団殺害犯罪（ジェノサイド罪）の概要

「ジェノサイド」という用語は、第二次世界大戦中のナチスによるユダヤ人の大量殺害（ホ

*本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025年2月28日である。

- (1) 「genocide」及び「crime of genocide」の日本語訳には、「ジェノサイド（罪）」又は「集団殺害罪」の語が慣用的に使用されてきた。日本政府による ICC 規程の訳文では、「集団殺害犯罪」とされている。本稿では、タイトル、見出し及び本文の初出箇所では「集団殺害犯罪（ジェノサイド罪）」と併記し、それ以外では、それぞれ「集団殺害」及び「集団殺害犯罪」とする。また、条約の略称は、一般的に用いられている「ジェノサイド条約」と記述する。
- (2) 「ラファ攻撃 即時停止命令 ICJ 暫定措置」『読売新聞』2024.5.25; 「ガザ攻撃非難 南アに支持広がる 「集団殺害」ICJへ提訴」『朝日新聞』2024.5.20; 「露、侵攻根拠示さず ウクライナ 東部の「集団殺害」国連否定」『読売新聞』2022.3.9; 「ロヒンギャ迫害停止要求 国際司法裁判が暫定措置」『読売新聞』2020.1.24 等。いずれも、国際司法裁判所（International Court of Justice）に付託された事件である。
- (3) Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide, 9 December 1948, 78 UNTS 277. 1951年1月12日効力発生。2025年2月現在の当事国数は、153である。
- (4) 玉田大「ジェノサイド条約—ジェノサイド犯罪の防止と処罰—」『法学教室』520号, 2024.1, pp.33-34; 赤根智子, フィリップ・オステン「対談 プーチンに逮捕状を出した日本人裁判官が問う 日本は「戦争犯罪」への備えはあるか」『中央公論』1679号, 2023.10, pp.100-101; 「ウクライナ侵攻 露「大量虐殺」認定難しく」『毎日新聞』2022.4.30 等。
- (5) 慣習国際法（customary international law）は条約と並ぶ国際法の法源の一つであり、慣行と法的信念によって形成される。当事国を拘束する条約と異なり、慣習国際法は一般的に国際社会の全ての国を拘束する。筒井若水編集代表『国際法辞典』有斐閣, 1998, pp.96-97; 岩沢雄司『国際法 第2版』東京大学出版会, 2023, pp.50-57.
- (6) 1990年代以降の国際刑事法廷の例として、国連安全保障理事会の決議に基づき特設された裁判所である旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所（International Criminal Tribunal for the former Yugoslavia: ICTY）及びルワンダ国際刑事裁判所（International Criminal Tribunal for Rwanda: ICTR）、条約に基づく普遍的かつ恒久的な国際刑事裁判所（International Criminal Court: ICC）がある。このほか、国際刑事法廷と国内裁判所の両面の性質を持つ国際混合法廷（ハイブリッド法廷とも称される。）もある。
- (7) 黒崎将広ほか『防衛実務国際法』弘文堂, 2021, pp.701, 707-708. なお、国際社会全体の法益侵害を構成する国際犯罪であっても、特に条約で義務付けられない限り国は処罰義務を負わず、国際犯罪を裁ける国内法を整備するかはその国の任意である。

ロコースト）を表現する犯罪類型として作られたものである⁽⁸⁾。1946年12月、国連総会は、集団殺害（genocide）が国際法上の犯罪であることを確認し、集団殺害犯罪（crime of genocide）の処罰は国際関心事項であるとする決議を採択した⁽⁹⁾。この決議に基づき条約の制定作業が進められ、1948年12月、国連総会はジェノサイド条約を採択した。また、集団殺害犯罪は、1998年に採択された国際刑事裁判所に関するローマ規程（ICC規程）⁽¹⁰⁾に基づき設置されたICCにおける刑事手続の対象となる犯罪（対象犯罪）でもある。以下、1ではジェノサイド条約とICC規程における集団殺害犯罪の定義及び処罰対象について、2では集団殺害の禁止に関する国際法上の位置付けについて確認する（ICCの管轄権については、後述のII 2も参照）。

1 定義及び処罰対象

(1) ジェノサイド条約

ジェノサイド条約は前文及び19か条から成り、集団殺害は平時に行われるか戦時に行われるかを問わず国際法上の犯罪であることを確認するとともに、締約国⁽¹¹⁾の集団殺害犯罪の防止・処罰義務を定めている（第1条）。集団殺害の定義は、国民的、民族的、人種的又は宗教的な集団の全部又は一部に対し、その集団自体を破壊する意図をもって行う次のいずれかの行為をいう⁽¹²⁾。①当該集団の構成員を殺害すること。②当該集団の構成員の身体又は精神に重大な害を与えること。③当該集団の全部又は一部に対し、身体的破壊をもたらすことを意図した生活条件を故意に課すること。④当該集団内部の出生を妨げることを意図する措置をとること。⑤当該集団の児童を他の集団に強制的に移すこと（第2条a項～e項）。この定義に基づき、集団殺害犯罪が成立するためには上記の意図の立証が必要とされ、大量殺害等の行為だけでは集団殺害犯罪を構成しない⁽¹³⁾。

また、処罰対象となる行為として、①集団殺害、②集団殺害の共謀（conspiracy）、③集団殺害の直接かつ公然たる扇動（incitement）、④集団殺害の未遂（attempt）、⑤集団殺害の共犯（complicity）の五つが規定されている（第3条a項～e項）。処罰対象となる行為を犯す者は、憲法上の責任ある統治者、公務員又は私人であるかを問わず処罰される（第4条）。管轄裁判所については、行為地国の裁判所又は国際刑事裁判所（international penal tribunal）⁽¹⁴⁾とされて

(8) Christian J Tams et al., *The Genocide Convention: Article-by-Article Commentary*, Second Edition, München: C.H.Beck, 2024, pp.5-7, 87-88; 稲角光恵「集団殺害犯罪（ジェノサイド罪）」尾崎久仁子・洪恵子編『国際刑事裁判所—最も重大な国際犯罪を裁く— 第3版』東信堂, 2024, p.65.

(9) UN Doc. A/RES/96(I), 11 December 1946. <[https://undocs.org/A/RES/96\(I\)](https://undocs.org/A/RES/96(I))>

(10) Rome Statute of the International Criminal Court, 17 July 1998, 2187 UNTS 3. 2002年7月1日効力発生（平成19年条約第6号）。2025年2月現在の当事国数は、日本を含め125である。

(11) 条約の「締約国」とは、条約（効力を生じているかいないかを問わない。）に拘束されることに同意した国をいう。また、「当事国」とは、条約に拘束されることに同意し、かつ、自国について条約の効力が生じている国をいう（「条約法に関するウィーン条約」（昭和56年条約第16号）第2条）。

(12) 同条約における集団殺害の定義は、1993年のICTY規程及び1994年のICTR規程でも採用された。日本語訳に関し、日本政府によるICC規程の訳文を参照した。

(13) 稲角光恵「ジェノサイド条約の解釈と適用—国際司法裁判所の判断に関する考察—」浅田正彦ほか編『現代国際法の潮流 2』東信堂, 2020, pp.190-192; Kai Ambos, ed., *Rome Statute of the International Criminal Court: Article-by-Article Commentary*, Fourth Edition, München: C.H.Beck, 2022, pp.121-122.

(14) 個人の国際犯罪を処罰するための国際裁判所を指す。ジェノサイド条約でその設置が予定されたことなどを受け、国連は常設の国際刑事裁判所設立のための作業を行ったものの頓挫していたが、1993年のICTY設置後、常設の国際刑事裁判所設立に向けた作業も進められ、1998年にICC規程が採択されるに至った。筒井編集代表 前掲注(5), p.99; 上原有紀子ほか「ロシアによるウクライナ侵攻と国際法（下）—国際人道法・国際人権法と刑事責任の追及—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1231号, 2023.3.29, pp.7-8. <<https://doi.org/10.11501/12767602>> なお、

いる（第6条）。

(2) ICC 規程

ICC は、「国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪」を犯した個人の訴追・処罰を行うため、1998年のICC規程に基づき常設の国際刑事法廷としてオランダのハーグに設置された。ICC規程は、ICCの設立とその対象犯罪の定義及び管轄権、刑法の一般原則、ICCの構成及び運営、捜査及び訴追、公判、刑罰、上訴及び再審、国際協力及び司法上の援助、刑の執行、締約国会議並びに財政について定め、最終規定を含め128か条から成る詳細な条約である。ICCが管轄権を有する犯罪として、集団殺害犯罪、人道に対する犯罪、戦争犯罪及び侵略犯罪の四つを規定し（第5条）、これらはいわゆる中核犯罪（core crimes）と呼ばれる⁽¹⁵⁾。集団殺害犯罪の定義については、ジェノサイド条約第2条と同じ定義を用いている（第6条）。

また、集団殺害犯罪の処罰の対象については、他の犯罪に関しても共通に適用される第25条（個人の刑事責任）で定めている。同条は、①犯罪の実行に加え、②命令（order）、教唆（solicit）又は勧誘（induce）、③幫助（ほうじょ）（aid）、教唆（abet）又はその他の方法による援助（assist）、④寄与（contribute）、⑤未遂（attempt）について、刑罰を科されるとしている（第3項a号～d号、f号）。さらに、集団殺害犯罪に関しては、「他の者に対して集団殺害の実行を直接にかつ公然と扇動すること」も処罰対象である（同項e号）。なお、同条には、ジェノサイド条約第3条が掲げる処罰対象のうち、集団殺害の共謀は明記されていない⁽¹⁶⁾。

2 国際法上の位置付け

1で挙げた両条約の拘束力が及ぶのは、その当事国のみである。しかし、集団殺害の禁止は、条約上の規範であるだけでなく、国際社会の全ての国を拘束する慣習国際法上の規則でもあるとされる⁽¹⁷⁾。国際司法裁判所（International Court of Justice: ICJ）⁽¹⁸⁾は1951年の勧告的意見において、ジェノサイド条約の起源となった1946年12月の国連総会決議に触れつつ、ジェノサイ

ジェノサイド条約第6条の規定は、行為地国以外の国の属人主義（国家が領域外の自国民の行為・財産に対し管轄権を有すること）や普遍主義に基づく管轄権を排除するものではないと解されている。Tams et al., *op.cit.*(8), pp.271-273; United Nations Office on Genocide Prevention and the Responsibility to Protect, “Comprehensive Training Manual on the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide (Genocide Convention) and its Implementation,” 2024.11, pp.24-25. <https://www.un.org/sites/un2.un.org/files/training_manual_on_the_genocide_convention_nov2024.pdf>

(15) ICCの設置に至る経緯及び中核犯罪の概略については、上原ほか 同上, pp.7-10を参照。

(16) ICTY及びICTRの判例によれば、集団殺害の共謀は、二人以上の者が集団殺害犯罪を実行することに合意することを指す。ICC規程では、「共通の目的をもって行動する人の集団」による犯罪の実行に寄与することを処罰対象とする規定が導入されたが（第25条第3項d号）、同規定は当該犯罪の既遂又は未遂を要件としており、共謀の概念とは異なる。Tams et al., *op.cit.*(8), pp.176, 185; Ambos, ed., *op.cit.*(13), p.132; Gerhard Werle and Florian Jessberger, *Principles of International Criminal Law*, Third Edition, Oxford: Oxford University Press, 2014, pp.261-263; Antonio Cassese et al., revised, *Cassese's International Criminal Law*, Third Edition, Oxford: Oxford University Press, 2013, pp.129, 202; Jens David Ohlin, “Incitement and Conspiracy to Commit Genocide,” Paola Gaeta, ed., *The UN Genocide Convention: A Commentary*, Oxford: Oxford University Press, 2009, pp.221-224.

(17) Tams et al., *ibid.*, pp.14-16; William A. Schabas, *Genocide in International Law: The Crime of Crimes*, Second Edition, Cambridge: Cambridge University Press, 2009, pp.3-5; “Definitions of Genocide and Related Crimes.” United Nations website <<https://www.un.org/en/genocide-prevention/definition>>

(18) ICJは、総会や安全保障理事会などと並ぶ国連の主要機関の一つであり（国際連合憲章第7条）、主要な司法機関である（同第92条）。全ての国連加盟国は、当然に、国際司法裁判所規程の当事国となる（同第93条）。ICJは、国家間の法的紛争についての裁判を行い、また、総会又は安全保障理事会等の要請に応じて勧告的意見を与えることができる（同第96条）。

ド条約の基礎を成す諸原則は、条約上の義務がなくとも諸国を拘束するものと文明国が認めた原則であると述べた⁽¹⁹⁾。現在の国際社会において、集団殺害犯罪の定義、集団殺害を犯さない義務、集団殺害を防止し処罰する義務が慣習国際法を反映したものであることは異議のないものと説明される⁽²⁰⁾。

また、ICJは1970年、国際社会全体に対する国家の義務である対世的義務（obligation erga omnes）の例として集団殺害の違法化から生ずる義務を挙げた⁽²¹⁾。さらに、集団殺害の禁止は一般国際法の強行規範であるといわれる⁽²²⁾。ICJは2006年、集団殺害の禁止が一般国際法の強行規範であることを認め、その後の事件の判決においても同様に確認されている⁽²³⁾。

このほか、裁判管轄権に関し、一定の犯罪に対しては行為地や行為者の国籍を問わず全ての国が管轄権を有するという考え方を普遍主義（universal principle）といい、集団殺害犯罪、戦争犯罪及び人道に対する犯罪に関しては、普遍主義が妥当するという説が有力である。この見解に基づき、欧州を中心に、普遍主義により自国での訴追を可能にする国内法を整備している国もある⁽²⁴⁾（集団殺害犯罪に関する国内法の規定について、カナダ、フランス、ドイツ、英国、米国及び韓国の例をⅢで後述する。）。

Ⅱ ジェノサイド条約及びICC規程と各国国内法の関係

この章では、1でジェノサイド条約が定める締約国の国内立法の義務について、2でICC規程と国内法の関係について、3で両条約への日本の対応及び国内法上の論点について整理する。

1 ジェノサイド条約と国内法

I 1(1)で述べたように、ジェノサイド条約は、締約国の集団殺害犯罪の防止・処罰義務を定めている。同条約は、第5条において「締約国は、それぞれ自国の憲法に従って、この条約の規定を実施するために、特に集団殺害又は第3条に掲げる他のいずれかの行為を犯した者に対する効果的な刑罰を定めるために、必要な立法を行うことを約束する」と規定している。同条の規定は、集団殺害の定義に関する第2条と処罰対象となる行為に関する第3条の内容を締

⁽¹⁹⁾ ICJ, *Reservations to the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide*, ICJ Reports, 1951, p.23. 集団殺害の禁止が慣習国際法上の規範であることを示すものとしてしばしば引用されるこの勧告的意見について、カナダの法学者であるウィリアム・A・シャバス（William A. Schabas）教授は、その文言から、法の一般原則に由来する規範として参照する方が適切と指摘しつつ、ジェノサイド条約の採択以降、この規範は国際社会で広く受け入れられた経緯を経て慣習国際法の一部となったものと論じている。Schabas, *op.cit.*(17), p.4.

⁽²⁰⁾ Tams et al., *op.cit.*(8), pp.14, 252-253; Werle and Jessberger, *op.cit.*(16), pp.63, 292-293.

⁽²¹⁾ ICJ, *Barcelona Traction, Light and Power Company, Limited, Judgment*, ICJ Reports, 1970, para.34.

⁽²²⁾ Tams et al., *op.cit.*(8), pp.15-16; 小松一郎, 外務省国際法局関係者有志補訂『実践国際法 第3版』信山社, 2022, p.302. 一般国際法の強行規範（peremptory norm of general international law (jus cogens)）は、「いかなる逸脱も許されない規範として、また、後に成立する同一の性質を有する一般国際法の規範によってのみ変更することのできる規範として、国により構成されている国際社会全体が受け入れ、かつ、認める規範」と定義される（「条約法に関するウィーン条約」第53条）。

⁽²³⁾ ICJ, *Armed Activities on the Territory of the Congo (New Application: 2002) (Democratic Republic of the Congo v. Rwanda), Jurisdiction and Admissibility, Judgment*, ICJ Reports, 2006, para.64; ICJ, *Application of the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide (Croatia v. Serbia), Judgment*, ICJ Reports, 2015, para.87. このほか、国連国際法委員会の審議を経て2022年に採択された「一般国際法の強行規範（ユス・コーゲンス）の同定及び法的帰結に関する結論草案」では、集団殺害の禁止を含め、強行規範の地位を有するものとして国際法委員会が過去に言及してきた規範の非網羅的リストが掲げられている（United Nations, *Report of the International Law Commission, 73rd session (18 April-3 June and 4 July-5 August 2022)*, UN Doc. A/77/10, p.16.）。

⁽²⁴⁾ 岩沢 前掲注(5), pp.176-179, 407-408.

約国の国内法に編入することを義務付け、また、犯罪者の地位の不問に関する第4条及び管轄裁判所に関する第6条が定める義務を果たすために必要な国内法を制定することを締約国に義務付けている⁽²⁵⁾。

2 ICC 規程と国内法

ICC 規程は、ジェノサイド条約第5条に相当するような立法措置に関する規定を設けておらず、その刑事実体法を締約国の国内法に編入するよう義務付けていない。このため、ICC の対象犯罪の処罰に関し、締約国が立法措置を講じることは義務的ではない⁽²⁶⁾。ICC 規程では、ICC の裁判の運営に対する犯罪（虚偽の証言、偽造証拠の提出等）を自国の刑事法で処罰できるようにすること（第70条第4項）や、第9部が定める ICC に対する協力義務を果たすために自国の国内法の手続を利用できるようにすること（第88条）を締約国に義務付けている。

ICC 規程上の義務ではないが、中核犯罪が自国で発生した場合や被疑者が自国に滞在している場合に自国内で対処するために、しかるべき国内法制を整えておく必要性を指摘する見解がある⁽²⁷⁾。この議論は、ICC が国家の刑事裁判権を補完するものと位置付けられていること（補完性（complementarity）の原則⁽²⁸⁾）に基づいている。具体的な事件に関する受理許容性（admissibility）の審査において、ICC は、ある事件についての管轄権を有する国が捜査し、又は訴追している場合や、捜査の結果被疑者を訴追しないと決定した場合には、当該事件を受理しないことを決定する。その例外は、当該国にその「捜査又は訴追を真に行う意思又は能力がない場合」である（第17条第1項a号・b号）。また、事件が一事不再理の原則に抵触する場合⁽²⁹⁾や、ICC による新たな措置を正当化する十分な重大性を有しない場合にも、当該事件を受理しないことを決定する（同項c号・d号）。ただし、一事不再理については、国内裁判所における手続が ICC の対象犯罪についての刑事責任から免れさせるためのものであった場合には、この限りではないとする規定がある（第20条第3項）。これらの規定に基づき国内刑事管轄権の有効性についての評価がなされ、国内法に基づく処罰が不可能又は不十分な場合には、ICC による事件不受理の対象外となる可能性があり、ICC の管轄権行使が開始され得るとの説明がなされる⁽³⁰⁾。

⁽²⁵⁾ Tams et al., *op.cit.*(8), p.237.

⁽²⁶⁾ Werle and Jessberger, *op.cit.*(16), p.145; 真山全「国際刑事裁判所の対象犯罪と国内的対応」『法律時報』79(4), 2007.4, p.31.

⁽²⁷⁾ 石垣友明「ICC 規程締結に向けた日本の課題」『ジュリスト』1285号, 2005.3.1, p.114 は、「理論的には、自国において発生した犯罪を含め、すべて ICC に容疑者を引き渡すと整理するのであれば、何らの処罰法制の整備も行わず、ICC 規程を締結することも可能」と述べた上で、意思と能力を有する国は自ら捜査・訴追を行うことが望まれると論じている。

⁽²⁸⁾ 洪恵子「ICC における管轄権の構造と受理許容性」尾崎・洪編 前掲注(8), pp.49-54.

⁽²⁹⁾ ICC 規程第17条第1項c号は、次のとおり規定している（〔 〕内は、筆者による補記である。）。

(c) 被疑者が訴えの対象となる行為について既に裁判を受けており、かつ、第20条第3項の規定により裁判所〔ICC〕による裁判が認められない場合

⁽³⁰⁾ ICTY 及び ICTR の規程では、国内裁判所で裁判を受けた者について、「裁判を受ける原因となった行為が普通犯罪とされた場合」には、国際裁判所による裁判が妨げられないと定めていた。ICC 規程では、そのような場合を一事不再理の例外とは規定しておらず、中核犯罪でなく殺人罪などの普通犯罪（ordinary crimes）として裁くこと自体により「捜査又は訴追を真に行う意思又は能力がない場合」と判断されるとはいえないものとみられる。ただし、ICC 規程では、国内裁判所における手続が犯罪についての「刑事責任から免れさせるためのものであった場合」等を一事不再理の例外と規定しているため（第20条第3項）、行為の重大性と相応しない訴追が行われ、又は刑罰が科された場合には、これに該当する可能性があるといわれる。Ambos, ed., *op.cit.*(13), pp.1113-1115, 1121-1123; Werle and Jessberger, *op.cit.*(16), p.145; 真山 前掲注(26), pp.32-33.

また、ICCの補完性の原則は、ICC規程の実体法と各国の法制度がおおよそ一致していることを前提としたものともいわれる⁽³¹⁾。ICC規程は、国際法上の最も重大な犯罪である中核犯罪を国家が効果的に捜査・訴追するための根拠となる、規範や法的基準の法源として使われることが意図されており、各国による立法措置を奨励しているとの見解もある⁽³²⁾。

3 日本における対応及び国内法上の論点

(1) ジェノサイド条約への対応

前述のように、日本はジェノサイド条約に加入していない。同条約に日本も加入すべきではないかとの議論は、1950年代後半（昭和30年代前半）以降、国会でも取り上げられ、政府は、締結の際に必要な国内法整備の内容等について慎重に検討する必要があると説明してきた⁽³³⁾。最近では2024（令和6）年4月、上川陽子外相（当時）は、同条約の締結には条約上の義務と国内法制との関係を整理する必要があると、従来、その必要性も含めて慎重な検討を行ってきたとした上で、条約の締結に向け真剣な検討を進めるべく、関係省庁との協議を深めるよう事務方に指示したと答弁した⁽³⁴⁾。

(2) ICC規程への対応

ICC規程については、日本は2007（平成19）年に加入した。加入に際しては「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律」（平成19年法律第37号。「ICC協力法」）を制定し、ICCに対する協力手続を定めるとともに、ICCの運営を害する罪を新設し、その処罰について定めた。このとき、ICCの対象犯罪を国内で処罰するための新たな立法措置は不要と判断され、中核犯罪の国内法化はなされなかった⁽³⁵⁾。その理由について政府は、①ICC規程では、集団殺害犯罪などの対象犯罪を各締約国において犯罪化することは義務付けられていないこと、②ほとんどの対象犯罪は、日本の現行国内法において殺人罪、傷害罪、逮捕監禁等の罪として処罰可能であること、③対象犯罪の一部について日本で処罰できない可能性が理論上はあり得るが、ICCが管轄権を行使するのは十分な重大性を有する事案に限られているため、実際には想定できないことを挙げた⁽³⁶⁾。

(3) 集団殺害犯罪の処罰に関する国内法上の論点

以上のような対応を踏まえ、日本における集団殺害犯罪の処罰に関する主な論点として、国内の有識者から次のことが指摘されている。①集団殺害犯罪の特徴的な構成要件である「集団自体を破壊する意図」を含む犯罪が刑法にはないこと⁽³⁷⁾、②「集団殺害の共謀」（ジェノサイ

(31) Ben Saul, "The Implementation of the Genocide Convention at the National Level," Gaeta, ed., *op.cit.*(16), p.82.

(32) Werle and Jessberger, *op.cit.*(16), pp.146, 148; 多谷千香子「国際犯罪（ICC管轄犯罪）と日本の刑事司法—手続面に絞った国内法整備にとどめてICCに加入した意義—」『ジュリスト』1343号, 2007.10.15, pp.70-72.

(33) 塩田智明「条約の締結に伴う国内担保法の立案と条約遵守義務」『レファレンス』864号, 2022.12, p.14. <<https://doi.org/10.11501/12361644>>

(34) 第213回国会参議院決算委員会会議録第1号 令和6年4月1日 p.36.（上川陽子外相（当時）答弁）

(35) ICC規程加入に際しての日本政府の検討経緯を紹介した文献として、正木靖「国際刑事裁判所（ICC）加入までの道のりとその意義」『ジュリスト』1343号, 2007.10.15, pp.57-66、国会論議については、中内康夫「国際社会における法の支配の確立に向けて—国際刑事裁判所ローマ規程・国際刑事裁判所協力法案の国会論議—」『立法と調査』270号, 2007.7, pp.3-11が挙げられる。

(36) 第166回国会衆議院会議録第15号 平成19年3月20日 pp.8-9.（麻生太郎外相（当時）答弁）

(37) 玉田 前掲注(4), p.33; 後藤啓介「国際刑事法と日本の国内法整備」申恵丰編『国内的メカニズム／関連メカニ

ド条約第3条b項）及び「集団殺害の直接かつ公然の扇動」（ジェノサイド条約第3条c項及びICC規程第25条第3項e号）に相当する刑法規定がないこと⁽³⁸⁾である⁽³⁹⁾。

また、国際社会全体の法益侵害行為である中核犯罪を国内刑法上の普通犯罪（ordinary crimes. 通常犯罪とも訳される。）として扱うことでは、犯罪の実質を正しく評価したことになるという見解もある⁽⁴⁰⁾。このような立場から、集団殺害犯罪を法的に適切に評価し、国内法に基づく確な処罰を可能にするためには、刑法改正や特別法制定などの立法措置が必要という主張がある⁽⁴¹⁾。

Ⅲ 各国における集団殺害犯罪（ジェノサイド罪）の概要

集団殺害犯罪に関する各国の法整備については、ジェノサイド条約の批准・加入⁽⁴²⁾に際し対応を行った国、同条約の批准・加入時には既存の国内法制で普通犯罪として対処可能と判断した国、ICC規程の批准・加入に際して、集団殺害犯罪を含む中核犯罪について自国での捜査・訴追を実施できるよう対応を行った国など、様々な状況がある⁽⁴³⁾。また、国内法化の方法については、特別法を制定した国と、既存の刑法典などに導入した国がある。以下では、日本を除くG7各国（国名の英語表記のアルファベット順）と韓国の国内法における集団殺害犯罪の概要について、法整備の経緯、集団殺害犯罪の定義、裁判管轄権及び法定刑に関する規定を中

- ズム』（新国際人権法講座 第5巻）信山社，2023，pp.218-219；フィリップ・オステン「国際刑法における「中核犯罪」の保護法益の意義」慶應義塾大学法学部編『慶應の法律学 刑事法』慶應義塾大学法学部，2008，pp.229-230。
- (38) 玉田 同上；坂元茂樹「中国の人権問題と日本の対応—ジェノサイドの主張に対する協力義務—」『国際問題』704号，2021.12，pp.23-24。現行法上、共謀それ自体に関する刑罰法規の例としては、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第111条の2、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第62条の2、爆発物取締罰則（明治17年太政官布告第32号）第4条、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第25条における共謀罪、刑法（明治40年法律第45号）の内乱罪や外患罪における陰謀罪（第78条及び第88条）などがある（三井誠ほか編『刑事法辞典』信山社，2003，p.155；村井敏邦「刑事法のなかの憲法（2）予備・陰謀・共謀」『時の法令』2025号，2017.5.15，pp.61-62.）。また、扇動については、破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第38条～第40条、国税通則法（昭和37年法律第66号）第126条などがある（木下智史・只野雅人編『新・コンメンタール憲法 第2版』日本評論社，2019，pp.237-238.）。
- (39) このほか、ICC規程第28条が定める軍の指揮官又は警察等の文民組織の上官の責任について、日本の現行法では適切な対処が難しいという指摘もある。横濱和弥『国際刑法における上官責任とその国内法化』慶應義塾大学出版会，2021，pp.240-258。
- (40) 後藤 前掲注(37)，pp.214-218；オステン 前掲注(37)，pp.229-243；多谷 前掲注(32)，p.69。また、日本の対応にかかわらずこのような見解を述べた文献として、例えば、Tams et al., *op.cit.*(8)，pp.242-243；Saul, *op.cit.*(31)，pp.66-67；Schabas, *op.cit.*(17)，pp.407-409；Julio Bacio Terracino, “National Implementation of ICC Crimes: Impact on National Jurisdictions and the ICC,” *Journal of International Criminal Justice*, Vol.5, Iss.2, 2007.5, pp.438-440 が挙げられる。
- (41) 玉田 前掲注(4)，p.33；久保田隆「国内刑法における戦争犯罪の性質と戦闘員特権」新井京・越智萌編『ウクライナ戦争犯罪裁判—正義・人権・国防の相克—』信山社出版，2024，pp.104-105；後藤 同上，pp.207-228；オステン 同上；多谷 同上，pp.69-72。
- (42) 批准（ratification）及び加入（accession）は、それぞれ、条約に拘束されることについての国の同意を国際的に確定的なものとする行為である（「条約法に関するウィーン条約」第2条第1項b号）。加入は、条約交渉に参加していなかった国が後から当事国になる場合などに行われる。ジェノサイド条約は、1949年12月31日まで署名のため開放されること、署名に加えて批准を必要とすること、1950年1月1日以降は加入を認めることを定めている（第11条）。また、ICC規程は、2000年12月31日まで署名のため開放されること、署名に加えて批准、受諾又は承認を必要とすること、加入を認めることを定めている（第125条）。いずれも、批准書、受諾書、承認書又は加入書を国連事務総長に寄託することとされている。
- (43) Schabas, *op.cit.*(17)，pp.403-409；Saul, *op.cit.*(31)，pp.81-82；Nicodème Ruhashyankiko, “Study of the Question of the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide,” UN Doc. E/CN.4/Sub.2/416, 4 July 1978, pp.140-151. ICC規程履行のための各国の措置をまとめた国内の文献として、松葉真美「国際刑事裁判所規程履行のための各国の国内的措置」『レファレンス』640号，2004.5，pp.37-63。<<https://doi.org/10.11501/999945>>; 山本紘之「国際刑事裁判所の対象犯罪の国内法化をめぐる諸国の状況について」『法学新報』123巻9・10号，2017.3，pp.727-746 が挙げられる。

心に紹介する。

1 カナダ

カナダは、1952年9月にジェノサイド条約を批准した。批准の際には、同条約が規定する犯罪行為は既存の国内法の処罰対象に含まれているものとされ、新たな立法措置はなされなかった。その後、集団殺害の扇動に関しては、処罰について定める立法の必要性が国内で指摘され、1970年6月に刑法典に新たに規定が設けられた⁽⁴⁴⁾。それ以外の集団殺害の行為については、引き続き普通犯罪として位置付けられていた。

その後、カナダは2000年7月にICC規程を批准し、同年10月には、ICC規程実施のための「人道に対する罪及び戦争犯罪法」⁽⁴⁵⁾が施行された。同法は、中核犯罪の定義、処罰等について定め、集団殺害については次のように定義されている。「集団殺害とは、それが犯された時及び場所において有効な法律への違反を構成するか否かにかかわらず、それが犯された時及び場所において慣習国際法若しくは条約に基づき集団殺害を構成し、又は国際社会が認めた法の一般原則により犯罪とされる集団殺害を構成する、識別可能な人の集団の全部又は一部に対し、その集団自体を破壊する意図をもって行う行為又は不作為⁽⁴⁶⁾をいう。」（第4条第3項⁽⁴⁷⁾）。この定義は、ICC規程における定義とは異なり慣習国際法を参照している点が特徴的であり、慣習国際法の発展とともに対象範囲が拡大されることを想定したものであるといわれる⁽⁴⁸⁾。同法は、ICC規程の採択時においてその第6条（集団殺害犯罪）、第7条（人道に対する犯罪）及び第8条第2項（戦争犯罪）が規定する犯罪は、慣習国際法上の犯罪であるとも規定している（第4条第4項）。

同法は、集団殺害、人道に対する罪又は戦争犯罪を行った者は、起訴犯罪⁽⁴⁹⁾で有罪とする規定している（第4条第1項）。また、これらの犯罪の実行を共謀し、犯罪の実行を試み（未遂）、犯罪の事後共犯⁽⁵⁰⁾であり、又は犯罪に関し助言した（counsel）者は、起訴犯罪で有罪とする（同条第1.1項）。これらの犯罪に対する刑罰に関し、意図的な殺害が犯罪の基礎を構成する場合には、終身刑が宣告される⁽⁵¹⁾。それ以外の場合については、終身刑に処せられると

(44) Julian Walker, "Hate Speech and Freedom of Expression: Legal Boundaries in Canada," *Background Paper*, No.2018-25-E, 2018.6.29, pp.3-4. <<https://lop.parl.ca/staticfiles/PublicWebsite/Home/ResearchPublications/BackgroundPapers/PDF/2018-25-E.pdf>>; Ruhashyankiko, *ibid.*, p.149.

(45) Crimes Against Humanity and War Crimes Act, S.C. 2000 (c.24).

(46) 不作為に対する責任に関し、ICC規程には、軍の指揮官が自己の実質的な指揮及び管理の下にある軍隊の管理を適切に行わなかった結果として当該軍隊が犯罪を行った場合、その刑事責任を負う規定がある（第28条）。また、Schabas, *op.cit.*(17), pp.196-197は、不作為は、集団殺害の五つの行為のうち三つ目の「身体的破壊をもたらすことを意図した生活条件を故意に課すること」において最も明確に適用される概念であると述べ、例として、最低限の医療、住居等を与えないことを挙げている。

(47) 第4条では犯罪の行為地が国内である場合について、第6条では国外である場合について規定され、ほぼ同じ文言が使用されており、本稿では第4条を参照した。以下、同様。

(48) William A Schabas, "Canada," Ben Brandon and Max du Plessis, eds., *The Prosecution of International Crimes*, London: Commonwealth Secretariat, 2005, pp.156, 158-160. <<https://doi.org/10.14217/9781848598645-en>>; Robert J. Currie and Ion Stancu, "R. v. Munyaneza: Pondering Canada's First Core Crimes Conviction," *International Criminal Law Review*, Vol.10, Iss.5, 2010.10, p.845.

(49) カナダの刑法典において、犯罪は、（正式）起訴犯罪とより軽い略式起訴犯罪に分けられる。

(50) 犯罪の事後共犯（accessory after the fact）は、犯罪の関与者（実行、幫助又は教唆した者）であることを知りながら、その者を逃亡させる目的で迎え入れ、慰め又は援助する（receives, comforts or assists）者を指す（刑法典第23条第1項）。

(51) カナダでは、第1級又は第2級の謀殺罪で有罪となった場合、終身刑の宣告が義務付けられている（Kevin P. McGuinness, *The Encyclopedic Dictionary of Canadian Law*, Vol.2, Toronto: LexisNexis, 2021, p.L-155.）。人道に対する

規定されている（第4条第2項）。なお、集団殺害の扇動については、前述のとおり刑法典⁽⁵²⁾で規定され、集団殺害を唱道し（advocate）、又は助長した（promote）者は、起訴犯罪で有罪とし、5年以下の拘禁刑に処せられる⁽⁵³⁾（刑法典第318条第1項）。

管轄権については、犯罪が国内で行われた場合のほか、行為地が国外であるときに被疑者の訴追が可能な場合として、被疑者がカナダ国民、カナダの民間又は軍の被雇用者、カナダと武力紛争中の国家の国民又は被雇用者のいずれかの場合（第8条a項i号～ii号）、被害者がカナダ国民又は武力紛争時にカナダと同盟関係にある国家の国民である場合（同項iii号～iv号）、犯罪の実行後に被疑者がカナダ国内に所在している場合が定められている⁽⁵⁴⁾（同条b項）。

2 フランス

フランスは、1950年にジェノサイド条約を批准した。1994年に施行された刑法典（Code pénal）⁽⁵⁵⁾において、集団殺害（第211-1条）⁽⁵⁶⁾などの「人道に対する罪」を新設するとともに、これらの罪を準備する目的で形成された集団及び謀議に参加する行為を処罰することとした（第212-3条）⁽⁵⁷⁾。2000年にICC規程を批准した際には、いわゆるミニマリスト⁽⁵⁸⁾の対応をとったが、その後「国際刑事裁判所の設置への刑法典の適応に関する2010年8月9日の法律第930号」⁽⁵⁹⁾によって大規模立法を実施し、刑法典に集団殺害の扇動を処罰する規定（第211-2条）などが設けられた⁽⁶⁰⁾。

刑法典第211-1条第1項は、集団殺害の定義について、「国民、民族、人種若しくは宗教上

罪及び戦争犯罪法の第4条における「終身刑が宣告される（shall be sentenced to imprisonment for life）」とは、終身刑の宣告が義務的であることを意味するものと考えられる。

⁽⁵²⁾ Criminal Code, R.S.C., 1985 (c. C-46).

⁽⁵³⁾ 同条において、集団殺害は、識別可能な集団の全部又は一部を破壊する意図をもって行う次のいずれかの行為をいう。①当該集団の構成員を殺害すること、②当該集団に対し、身体的破壊をもたらすことを意図した生活条件を故意に課すること（第318条第2項a号及びb号）。刑法典の関連規定に関する国内の文献として、奈須祐治『ヘイト・スピーチ法の比較研究』信山社、2019、pp.183-195が挙げられる。

⁽⁵⁴⁾ 被疑者がカナダに庇護を求めたり、他国の訴追を逃れるために入国を求めてきた場合でも、その者を処罰することができる（松葉 前掲注43, pp.50-51.）。カナダでは人道に対する罪及び戦争犯罪法に基づき、1994年のルワンダ虐殺に関連する行為について、トロントで逮捕されたルワンダ国籍の者に対し、ジェノサイド罪等で有罪判決が下された例がある。R. c. Munyaneza, 2009 QCCS 2201, 2009.5.22. Canadian Legal Information Institute website <<https://www.canlii.org/en/qc/qccs/doc/2009/2009qccs2201/2009qccs2201.html>> この事件に関する主な論考として、Currie and Stancu, *op.cit.*(48), pp.829-853; Fannie Lafontaine, “Canada’s Crimes against Humanity and War Crimes Act on Trial: An Analysis of the Munyaneza Case,” *Journal of International Criminal Justice*, Vol.8, Iss.1, 2010.3, pp.269-288が挙げられる。

⁽⁵⁵⁾ 刑法典の日本語訳に関し、『フランス刑法典 改訂版』（法務資料 第452号）法務大臣官房司法法制調査部司法法制課、1995、pp.56-57; 増田隆「国際刑事裁判所設置—国際刑事裁判所の設置への刑法典の適応に関する2010年8月9日の法律第930号—」『日仏法学』26号、2011、pp.206-207を参照した。

⁽⁵⁶⁾ 本罪は1994年の刑法典施行以前も不処罰のまま放置されてきたわけではなく、1945年8月8日のロンドン協定付属ニュルンベルク国際軍事裁判所規則第6条c項（人道に対する罪）と、それを基に構築された破棄院判例を根拠に処罰が行われていたとされている（岡上雅美「フランス新刑法の研究・4 刑法各則(1)一人に対する罪—」『法律時報』66(10)、1994.9、p.93.）。

⁽⁵⁷⁾ 同上、p.93。大陸法は、伝統的に単純合意（単純共謀）を犯罪化することに反対してきた。その代わりに、いわゆる参加罪として、犯罪組織の結成及びそれに参加する行為を罰する立法が広がっている（森下忠「共謀罪新設の批判的検討」『現代の国際刑事法』（国際刑法研究 第15巻）成文堂、2015、p.253.）。

⁽⁵⁸⁾ ICC規程の締約国となる際の国内法整備として、ICCに協力する手続法上の義務等のみを履行し、実体法については犯罪化義務のある規程第70条犯罪（裁判の運営に対する犯罪）を除いて立法上の手当ては行わない方式をいう（後藤 前掲注37, pp.209, 212.）。

⁽⁵⁹⁾ LOI n° 2010-930 du 9 août 2010 portant adaptation du droit pénal à l’institution de la Cour pénale internationale (1). <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000022681235/>>

⁽⁶⁰⁾ 増田 前掲注55, pp.205-206.

の集団又はその他全ての任意の基準によって定められる集団⁽⁶¹⁾の構成員に対して、その全部又は一部を根絶することを目的とする謀議に基づき⁽⁶²⁾、次に掲げる行為をすること」と規定している。そして、①生命に対する故意による侵害、②身体的又は精神的な完全性に対する重大な侵害、③集団の全部又は一部の根絶をもたらす性質を有する生存条件に服させる行為、④出産を妨げることを目的とする処置、⑤子どもの強制的移送を掲げている。集団殺害は、無期懲役に処せられる（同条第2項）⁽⁶³⁾。

また、刑法典第212-3条は、「第211-1条…（中略）…に定める重罪の一を準備する目的で形成された集団又はなされた謀議に参加する行為は、その準備が一又は数個の客観的行為によって特徴付けられている場合、無期懲役で罰する」としている。集団殺害の扇動については、「方法のいかんを問わず、集団殺害の実行を直接にかつ公然と扇動した者」は、「その扇動の効果があつた場合」は無期懲役に、「扇動の効果がなかつた場合」は7年以下の拘禁刑及び10万ユーロ（約1580万円）⁽⁶⁴⁾以下の罰金刑に処せられる（刑法典第211-2条）。

管轄権については、犯罪が国内で行われた場合のほか、行為地が国外であるときに被疑者の訴追が可能な要件として、被疑者がフランス国内に常居所⁽⁶⁵⁾を有していること、テロ対策共和国検事（procureur de la République antiterroriste）⁽⁶⁶⁾の要請があること及び他の国内裁判所又は国際裁判所が当該人物の引渡しを要求していないことが必要とされている（刑事訴訟法典（Code de procédure pénale）第689-11条）⁽⁶⁷⁾。

3 ドイツ

ドイツは、1954年⁽⁶⁸⁾にジェノサイド条約に加入した。同条約第5条に規定されている集団殺害犯罪の処罰義務（II 1参照）を履行するため、ジェノサイド条約加入法⁽⁶⁹⁾第2条により、

(61) ジェノサイド条約が規定していない政治的又は文化的集団も対象となり得る（Chakée Adjemian, “The incorporation of the Genocide Convention in France and the UK: a grudging fight against impunity,” 2022.3.14. LSE Law Review Blog <<https://blog.lselawreview.com/2022/03/14/the-incorporation-of-the-genocide-convention-in-france-and-the-uk-a-grudging-fight-against-impunity/>>）。

(62) 「集団の全部又は一部を破壊するという全体計画の遂行において当該所為が実行」されることを求めており、これによってICC規程よりも構成要件が狭くなっていると評されている（山本 前掲注43, p.730.）。

(63) 集団殺害の共犯については、刑法典の一般的な規定が適用される（Damien Roets, “La complicité de génocide en droit pénal français,” 2019.6.22. Base de données sur le rôle de la France dans le génocide des Tutsi <<https://francegenocidetutsi.ddns.net/search/fgtshowdoc.php?num=24648>>）。

(64) 1ユーロは約158円。2025年4月分報告省令レートに基づく。

(65) 常居所を有することの判断に際しては、滞在期間、滞在目的、当該人物の滞在を希望する明白な意思、家族・社会的・物質的・職業的なつながりなど複数の要素が考慮されることが規定されている。

(66) テロ犯罪、人道に対する罪、戦争犯罪等の訴追を管轄する国家テロ対策検察（Parquet national anti-terroriste: PNAT）によって指名される検事をいう（“Le Parquet national anti-terroriste a officiellement vu le jour le 1er juillet,” 2023.2.8. Ministère de l’Intérieur website <<https://www.gendarmerie.interieur.gouv.fr/gendinfo/l-info-en-continu/le-parquet-national-anti-terroriste-a-officiellement-vu-le-jour-le-1er-juillet2>>）。

(67) フランス国内で捜査や裁判が進行しているジェノサイド事件について紹介する文献として、TRIAL International, *Universal Jurisdiction Annual Review 2024*, 2024, pp.38-66. <https://trialinternational.org/wp-content/uploads/2024/04/UJAR-2024_digital.pdf> が挙げられる。

(68) ドイツ連邦共和国（西ドイツ）の加入年。ドイツ民主共和国（東ドイツ）は1973年に加入した（“CHAPTER IV, HUMAN RIGHTS, 1. Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide,” 9 December 1948. United Nations Treaty Collection website <https://treaties.un.org/Pages/ViewDetails.aspx?src=TREATY&mtdsg_no=IV-1&chapter=4&clang=_en>）。

(69) Gesetz über den Beitritt der Bundesrepublik Deutschland zu der Konvention vom 9. Dezember 1948 über die Verhütung und Bestrafung des Völkermordes vom 9. August 1954 (BGBl. 1954 II S. 729).

ドイツ刑法典旧第 220a 条に、集団殺害の規定を受容（犯罪化）した⁽⁷⁰⁾。その後、ドイツは 2000 年に ICC 規程を批准しており、ICC 規程の実体法的側面に関する国内法化を行うために「国際刑法典」(Völkerstrafgesetzbuch (VStGB))⁽⁷¹⁾が 2002 年に公布・施行された際、実質的に従来のドイツ刑法典第 220a 条が、ほぼそのままに国際刑法典に移し替えられた⁽⁷²⁾。

国際刑法典第 6 条では集団殺害犯罪について、「国民的、人種的、宗教的又は民族的な集団の全部又は一部に対し、その集団自体を破壊する意図をもって」その構成員を殺害する行為等をした者は終身自由刑に処せられる旨、規定している⁽⁷³⁾。ジェノサイド条約との実質的な相違点としては、ICC 規程第 6 条 c 項の「身体的破壊をもたらすことを意図した生活条件を故意に課すること」という類型の「意図した (calculated to)」という主観的要件が、国際刑法典第 6 条第 1 項第 3 号では「身体的破壊をもたらすのに適した (geeignet) 生活条件を課す」という客観的要件に変更されているとの指摘もなされている⁽⁷⁴⁾。

集団殺害犯罪の扇動に関しては、既存の刑法典第 111 条（犯罪行為の公然扇動）及び第 130a 条（犯罪行為の手引き）によって十分に対応が可能であるとされた⁽⁷⁵⁾。

管轄権に関しては、国際刑法典第 1 条は重罪に関する普遍主義⁽⁷⁶⁾を定めている。なお、刑事訴訟法 (Strafprozessordnung (StPO)) 第 153f 条の国外犯に関する検察官による起訴便宜主義⁽⁷⁷⁾との関係が争点となっていた⁽⁷⁸⁾が、外国で外国人に対して国際刑法典上の罪を犯した外国人

(70) 後藤啓介「ジェノサイドにおける「行為支配」と「破壊する意図」—ドイツ連邦通常裁判所ルワブコンベ事件判決 (BGH, Urteil des 3. Strafsenats vom 21.05.2015-3 StR 575/14-) を契機として—」『亜細亜法学』52(1), 2017.7, p.171.

(71) 国際刑法典の日本語訳に関し、フィリップ・オステン、久保田隆訳「ドイツ国際刑法典 全訳」『法学研究』90(4), 2017.4, pp.37-49 を参照した。

(72) フィリップ・オステン、久保田隆「ドイツ国際刑法典の現状と課題—近時の動向を中心に—」『法学研究』90(4), 2017.4, p.5; 今井猛嘉「外国の刑事立法の動向 ドイツ「国際刑法典」について (1)」『現代刑事法』6(6), 2004.6, p.73.

(73) 国際刑法典第 6 条第 1 項各号は、次のとおり規定している（別表も参照）。

(1) 当該集団の構成員を殺害すること。

(2) 当該集団の構成員の身体又は精神に対し、特に刑法典第 226 条 [重傷害] に定める性質の重大な危害を与えること。

(3) 当該集団の全部又は一部に対し、身体的破壊をもたらすのに適した生活条件を課すこと。

(4) 当該集団内部の出生を妨げる措置をとること。

(5) 当該集団の児童を他の集団に強制的に移すこと。

なお、同条第 2 項は、第 1 項第 2 号から第 5 号までのうち、犯情があまり重くない事案において 5 年以上の自由刑を科する旨、規定する。

(74) オステン・久保田 前掲注(72), p.27(注 21). ドイツにおける「意図 (故意)」概念との関係を論じたものとして、Helmut Gropengiesser, "The Criminal law of genocide: the German perspective," *International Criminal Law Review*, Vol.5, Iss.3, 2005, pp.337-339 参照。

(75) 同上, p.5.

(76) 世界主義とも呼ばれる。国際刑法典第 1 条第 1 文は、「この法律は、この法律に定める国際法に対する犯罪行為の全てに適用し、第 6 条から第 12 条までに定める行為については、行為が国外で行われ、かつ、内国との関連性を有しない場合であっても、この法律を適用する。」と規定する。なお、ジェノサイドの公然の扇動 (ジェノサイド条約第 3 条 c 項、ICC 規程第 25 条第 3 項 e 号) は普遍 (世界) 主義には服さないとされる (後藤 前掲注(70), p.169.)。

(77) 起訴便宜主義は、一般に、公訴の提起について一定の場合に検察官の裁量に委ね、起訴猶予を認める制度を指す。法令用語研究会編『有斐閣法律用語辞典 第 5 版』有斐閣, 2020, p.188. ドイツの刑事訴訟法第 153f 条は、国外で行われた犯罪に関し、第 1 項において「被疑者が国内に滞在せず、かつ、滞在の見込みもないとき」には、国際刑法典の規定する犯罪について検察官が公訴を提起しないことができる旨を定めている。また、第 2 項では、次の①～④を満たす場合、検察官が公訴を提起しないことができる旨を定めている。①ドイツ人に犯罪の嫌疑が認められないとき、②行為がドイツ人に対して行われたものではないとき、③被疑者が国内に滞在せず、かつ、国内に滞在する見込みもないとき、④国際裁判所又は犯罪の行為地国若しくはその国民が被疑者若しくは被害者である国に対し、行為が訴追されているとき。日本語訳に関し、法務省刑事局『ドイツ刑事訴訟法—刑事法制資料—』2018, pp.121-122 を参照した。

(78) 連邦検察庁による、外国の政府高官等に対する 2005 年の刑事告発不受理決定等を参照 (オステン・久保田 前掲注(72), pp.8-9.)。

被疑者が、行為後に難民申請者等としてドイツに入国してドイツ国内に所在する限り、原則として検察官の裁量に基づく手続の打切りは認められず、訴追対象となるとされる⁽⁷⁹⁾。

4 イタリア

イタリアは、1952年にジェノサイド条約に加入した。1967年10月9日法律962号「集団殺害犯罪の防止及び処罰」⁽⁸⁰⁾は、ジェノサイド条約が規定する行為の処罰について定めている⁽⁸¹⁾。この法律の第1条は、「国民的、民族的、人種的又は宗教的な集団の全部又は一部を集団それ自体として破壊するため、当該集団に属する人々に重大な危害を与えることを意図した行為を行った者」は、10～18年の懲役刑に処せられると規定している（第1項）。同様の目的のため、「当該集団に属する人々を死亡させ、又は重傷を負わせることを意図した行為を行った者」については、24～30年の懲役刑に処せられる（第2項）。また、「前記の集団の全部又は一部の身体的破壊をもたらすよう企てられた生活条件を当該集団に属する人々に課した者」にも、同様の刑罰が適用される（第3項）。以上のいずれかの行為により、一人以上の者の死亡が生じた場合には、無期懲役が適用される（第3条）。さらに、第4条では当該集団内部の出生を妨げ、又は制限する措置（12～21年の懲役刑）について、第5条では当該集団の14歳未満の未成年者を他の集団に移す行為（12～21年の懲役刑）について、刑罰を規定している⁽⁸²⁾。

また、この法律では集団殺害の共謀に関し、「第1条から第5条まで及び第6条後段が規定する犯罪の一つを行うことについて複数の者が合意し、当該犯罪が行われなかった場合、これらの者は、合意のみによって」それぞれ1～6年の懲役刑に処することができるとしている（第7条）。集団殺害の扇動については、「第1条から第5条が規定する犯罪の一つを行うことを公然と扇動した者は、扇動のみによって」3～12年の懲役刑に処せられる（第8条）。このほか、ジェノサイド条約が定める集団殺害の行為以外のものでは、集団の構成員の強制移送（第2条）、集団の構成員であることを示す識別マークの着用の強制⁽⁸³⁾（第6条）に関する規定がある。

同法には場所的適用範囲に関する規定はなく、刑法典⁽⁸⁴⁾の規定に従うものと考えられる。

ICC 規程について、イタリアは1999年に批准した。2012年には、ICC との司法協力及び

⁽⁷⁹⁾ 同上, p.17.

⁽⁸⁰⁾ L. 9 ottobre 1967, n.962, Prevenzione e repressione del delitto di genocidio. このほかに、ジェノサイド条約第7条が定める犯罪人の引渡しに関し、政治犯罪を理由とする国民及び外国人の引渡しを禁止する憲法の規定が集団殺害犯罪には適用されないことを定めた憲法的法律も制定された。L. Cost. 21 giugno 1967, n.1, Estradizione per i delitti di genocidio.

⁽⁸¹⁾ Michela Miraglia, "Genocide: The Italian Perspective," *International Criminal Law Review*, Vol.5, Iss.3, 2005, p.354.

⁽⁸²⁾ 集団殺害の共犯については、刑法典の一般的な規定が適用される。Marina Mancini, "Italy's Implementation of the Rome Statute of the International Criminal Court and Its Amendments: Unresolved Issues," *Italian Yearbook of International Law*, Vol.31, 2021, p.267. <https://www.sidi-isil.org/wp-content/uploads/2022/11/3_14-Mancini.pdf>

⁽⁸³⁾ この行為は、ホロコースト当時、ユダヤ教を象徴するダビデの星の形をしたバッジ等の着用がユダヤ人に義務付けられた歴史に由来している。Miraglia, *op.cit.*(81), p.355.

⁽⁸⁴⁾ Codice Penale. 刑法典では、犯罪が国内で行われた場合（第6条）のほか、国外で行われた犯罪に関して国内法に基づく処罰が行われる場合として、イタリア国に対する犯罪等（第7条）、3年以上の懲役に当たる犯罪を外国で犯したイタリア国民が国内にいる場合（第9条）、イタリア国又はイタリア国民の法益を侵害し、1年以上の懲役に当たる犯罪を外国で犯した外国人が国内にいる場合（第10条）、外国又は外国人の法益を侵害して犯罪を犯した外国人が国内に所在し、3年以上の懲役に当たる犯罪に関するものであり、かつ、行為地国又は犯罪人の本国の政府が引渡しを承認せず、又は応諾しない場合（同条）について定めている。日本語訳に関し、法務大臣官房司法法制調査部編『イタリア刑法典』法曹会、1978, pp.21-23を参照した。なお、2022年の国際刑法典草案では、被疑者のイタリア国内の所在を条件とした普遍的管轄権が規定された。

ICC の裁判の運営に対する犯罪について規定した法律⁽⁸⁵⁾が制定・施行された。その後、2022年5月、司法大臣が設置した専門家委員会が中核犯罪に関し規定する国際刑法典草案を作成した。同草案は、1967年の法律に代わり集団殺害犯罪を規定し、それ以外の中核犯罪についても国内法をICC 規程の実体法に一致させることを目的としたものであったが、その後、議会への法案提出には至っていない⁽⁸⁶⁾。

5 英国

英国は、1970年にジェノサイド条約に加入した。ジェノサイド条約を国内法に編入するための「1969年ジェノサイド法」⁽⁸⁷⁾は、集団殺害の定義について、ジェノサイド条約第2条の定義に該当する行為と定めていた。その後、2001年のICC 規程批准に先立ち「2001年国際刑事裁判所法」(以下「英国ICC法」)⁽⁸⁸⁾が制定され、同法に基づき1969年ジェノサイド法は廃止された。

集団殺害の定義について、英国ICC法ではICC 規程の定義を参照し、「第6条が定義する集団殺害の行為」をいうと規定し(第50条)、集団殺害が国内法上の犯罪であることを定めている(第51条)。また、付随的犯罪(ancillary offence)として、①犯罪の実行を幫助し、教唆し、助言し(counsel)、又は勧誘する(procure)こと、②犯罪を実行するよう人を扇動すること、③犯罪の実行の未遂又は共謀、④犯罪者を援助し、又は犯罪の実行を隠蔽する(conceal)ことを規定し、国内で実行された(又は実行することが意図された)ものを国内法上の犯罪と定めた(第52条及び第55条)。

また、管轄権については、犯罪が国内で行われた場合(第51条第2項a号)に加えて、犯罪の行為地が国外であり、行為者が英国国籍を有する場合、居住者⁽⁸⁹⁾である場合又は英国軍事管轄権に属する場合⁽⁹⁰⁾に適用されると規定している(同項b号)。さらに、犯罪が国外で、行為時に英国に上記のような関連性を持たない者によって行われても、後に行為者が居住者となった場合には、英国の裁判所は管轄権を有する(第68条第1項)。法定刑については、謀殺を伴う犯罪の場合には、謀殺罪又は謀殺における付随的犯罪として扱われ(第53条第5項)、

⁽⁸⁵⁾ Legge 20 dicembre 2012, n. 237, Norme per l'adeguamento alle disposizioni dello statuto istitutivo della Corte penale internazionale.

⁽⁸⁶⁾ 専門家委員会はロシアによるウクライナ全面侵攻開始後の2022年3月にドラギ(Mario Draghi)政権の下で設置され、同年5月に国際刑法典草案を提出したが、同年7月にドラギ首相は辞任した。続くメローニ(Giorgia Meloni)政権では、同草案に関する検討を経て2023年3月、中核犯罪のうち人道に対する犯罪に関する条項を削除した最終草案が決定されたが、その後、議会には提出されていない。Marina Mancini, "Italy and International Criminal Justice: Mapping the Present and Charting the Path Ahead," *International Criminal Law Review*, Vol.24, Iss.5-6, 2024.7.26, pp.752-754. <<https://doi.org/10.1163/15718123-bja10202>>; Rachele Cera et al., "Yearbook of International Humanitarian Law—Volume 25: Correspondents' Reports: Italy," 2022, pp.1-6. T.M.C. Asser Instituut website <<https://www.asser.nl/media/797145/italy-report-2022-final.pdf>>

⁽⁸⁷⁾ Genocide Act 1969 (c.12).

⁽⁸⁸⁾ International Criminal Court Act 2001 (c.17). 英国ICC法は、イングランド、ウェールズ及び北アイルランドに適用される。立法権が委譲されているスコットランド議会も、ほぼ同内容の法律を制定した。International Criminal Court (Scotland) Act 2001 (asp 13).

⁽⁸⁹⁾ 居住者については、2009年の同法改正により、無期限在留資格を有している者又はその申請を行い国内に滞在している者、就労又は就学目的の入国又は滞在許可を有している者、難民・庇護申請者等の類型が規定された。また、居住者であることの判断に際しては、滞在期間、滞在目的、家族又はその他の英国との関係性の有無など複数の要素が考慮されることが規定された(第67A条)。

⁽⁹⁰⁾ 英国軍事管轄権に属する者とは、2006年軍隊法(Armed Forces Act 2006)が意味するところの軍務法(service law)に服する者又は軍務規律(service discipline)に服する文民をいう(英国ICC法第67条第3項)。

謀殺罪で有罪判決を受けた者には、終身刑が宣告される（1965年謀殺（死刑廃止）法⁽⁹¹⁾）。それ以外の犯罪の場合には、30年以下の拘禁に処せられる（同条第6項）。

6 米国

米国は、1987年にジェノサイド条約の国内的实施のため、ジェノサイド条約実施法⁽⁹²⁾を制定し、1988年同条約を批准した。なお、米国は、ICC規程は批准していない⁽⁹³⁾。

合衆国法典第18編第1091条a項における集団殺害の定義は、ジェノサイド条約第2条の定義を参考にしているとされるが、完全に同じではない⁽⁹⁴⁾。相違点として、①同項柱書では「国民的、民族的、人種的又は宗教的な集団の全部又は相当な部分（substantial part）に対し、その集団自体を破壊する明確な意図（specific intent）をもって」という表現となっている点⁽⁹⁵⁾、②ジェノサイド条約第2条b項は、集団殺害となる行為の一つとして「集団の構成員に重大な…（中略）…精神的な危害を加えること」と規定するが、合衆国法典第18編第1091条a項第3号では「当該集団の構成員（members）に対し、薬物、拷問又は類似の方法により、精神機能に恒久的障害を加えること」と規定されている点等が異なる⁽⁹⁶⁾。また、集団殺害行為により当該集団の構成員を殺害した場合⁽⁹⁷⁾、死刑若しくは終身自由刑及び100万ドル（約1億5200万円）⁽⁹⁸⁾以下の罰金又はその両方が科される（同条b項第1号）。

⁽⁹¹⁾ Murder (Abolition of Death Penalty) Act 1965 (c.71). 英国の1965年謀殺（死刑廃止）法第1条は、謀殺罪で有罪となった者には終身刑が宣告される（shall be sentenced to imprisonment for life）と定め、終身刑を科すことを義務付けている。Daniel Greenberg, ed., *Jowitt's Dictionary of English Law*, Sixth Edition, London: Sweet & Maxwell, 2024, pp.1709-1710; S.H. Bailey et al., *Smith, Bailey and Gunn on the Modern English Legal System*, Fourth Edition, London: Sweet & Maxwell, 2002, pp.1196-1198.

⁽⁹²⁾ Genocide Convention Implementation Act of 1987 (The Proxmire Act), Pub. L. 100-606, Nov. 4, 1988, 102 Stat. 3045. 合衆国法典第18編第1091条に編入されている。日本語訳に関し、小谷順子「人種等の集団に対する暴力行為を扇動する表現の規制についての一考察—米国のジェノサイド扇動表現の禁止規定を題材に—」『メディア法研究』2号, 2024.1, pp.125-127; 奈須 前掲注53, pp.46-47; 岡田泉「「人道に対する罪」処罰の今日的展開—国内立法および国内裁判に着目して—」『世界法年報』15号, 1996.3, p.68を参照した。

⁽⁹³⁾ “CHAPTER XVIII PENAL MATTERS, 10. Rome Statute of the International Criminal Court,” 17 July 1998. United Nations Treaty Collection website <https://treaties.un.org/pages/ViewDetails.aspx?src=TREATY&mtdsg_no=XVIII-10&chapter=18&clang=_en> 1998年のICC規程採択に際し、米国は、非締約国とその国民、非締約国の領域内における行為に対するICC規程の適用を認めず、そのような措置は国連安全保障理事会の強制力を通じた方法に限られるとして、採択に反対したと表明した。その後、クリントン（Bill Clinton）政権時の2000年末にICC規程に署名したが、ブッシュ（George W. Bush）政権時の2002年5月、ICC規程の当事国になる意思がないことを表明した。米国は、米国の同意がない限り相手国に所在する米国国民をICCに引き渡さない旨を規定する二国間協定を多数の国と締結している。United Nations Diplomatic Conference of Plenipotentiaries on the Establishment of an International Criminal Court, “Summary Record of the 9th Plenary Meeting,” UN Doc. A/CONF.183/SR.9, 25 January 1999, paras.28-31; 古谷修一「国際刑事裁判所（ICC）設置の意義と直面する問題」『法学教室』281号, 2004.2, pp.25-27; William A. Schabas, *An Introduction to the International Criminal Court*, Sixth Edition, Cambridge: Cambridge University Press, 2020, pp.21-22, 25-31.

⁽⁹⁴⁾ Stephen P. Mulligan and Karen Sokol, “International Atrocity Crimes and Their Domestic Counterparts,” *CRS Legal Sidebar*, LSB10747, January 31, 2024, pp.1-2. <<https://crsreports.congress.gov/product/pdf/LSB/LSB10747/3>> なお、下線は筆者によるものである。

⁽⁹⁵⁾ ジェノサイド条約第2条柱書では「集団の全部又は一部（part）を集団それ自体として破壊する意図（intent）をもって」と規定されている。なお、合衆国法典第18編第1093条第8号において“substantial part”が定義されている。“substantial part”という語を削除すべきと指摘するものとして、Jordan J. Paust, “The Need for New U.S. Legislation for Prosecution of Genocide and Other Crimes Against Humanity,” *Vermont Law Review*, Vol.33, pp.723-724 参照。

⁽⁹⁶⁾ 岡田 前掲注92, p.68; 安藤泰子『国際刑事裁判所の理念』成文堂, 2002, pp.90-91; Open Society Justice Initiative and TRIAL International, *Universal Jurisdiction: Law and Practice in the United States*, 2022.5, pp.5-6. <<https://trialinternational.org/wp-content/uploads/2022/05/UJ-USA-1.pdf>>

⁽⁹⁷⁾ 合衆国法典第18編第1091条a項第1号の違反行為の結果として死がもたらされた場合をいう。その他の場合は、100万ドル以下の罰金若しくは20年以下の拘禁刑又はその両方が科される（同条b項第2号）。

⁽⁹⁸⁾ 1ドルは152円。2025年4月分報告省令レートに基づく。

なお、米国はジェノサイド条約批准に当たって「本条約のいずれの条項も、米国によって解釈される米国憲法が禁じる、米国による立法その他の措置を米国に対して要求し、又は許可しない」との留保を付している⁽⁹⁹⁾。そして合衆国法典第 18 編第 1091 条 c 項は、「他者に対して a 項の違反を直接的に、かつ、公然と扇動⁽¹⁰⁰⁾する」行為を違法とし、50 万ドル（約 7600 万円）以下の罰金若しくは 5 年以下の拘禁刑又はその両方に処する旨規定するが、ブランデンバーグ（Brandenburg）基準⁽¹⁰¹⁾を念頭に切迫した危険の発生が見込まれる状況でしか規制はできないとされている⁽¹⁰²⁾。

また、合衆国法典第 18 編第 1091 条 d 項は、未遂及び共謀（Attempt and Conspiracy）に関して、同条 a 項及び c 項に係る違反行為を完遂した者と同様に処罰される旨、規定している。

管轄権については、合衆国法典第 18 編第 1091 条 e 項において、同条の違反行為の「全部若しくは一部が米国内で遂行された場合」又は同条の違反行為の遂行された場所にかかわらず、「行為者が、①米国の国籍保持者、②永住の目的で米国に入国を認められた外国人、③米国内に常居所を有する無国籍者、④米国に滞在中の者、のいずれかの場合」に管轄権が適用されると規定されている。同法では、加害者、被害者又は犯罪と米国との間に何らかの関係があることが必要とされている⁽¹⁰³⁾。

7 韓国

韓国は、1950 年にジェノサイド条約に加入した。加入当時、国内実施法の整備等の措置はほとんど講じていなかったが⁽¹⁰⁴⁾、2007 年 12 月、ICC 規程実施のための「国際刑事裁判所管轄犯罪の処罰等に関する法律」（以下「韓国 ICC 法」）⁽¹⁰⁵⁾が施行され、中核犯罪の定義、処罰等について定められた。

集団殺害犯罪について、韓国 ICC 法第 8 条⁽¹⁰⁶⁾第 1 項は、「国民的、人種的、民族的又は宗教的な集団の構成員を、その集団の全部又は一部を破壊する目的をもって殺害した者」は、死

⁽⁹⁹⁾ International Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide, S. TREATY DOC, No.81-15 (Feb 19, 1986); 小谷 前掲注92, pp.124-125; 奈須 前掲注53, pp.46-47. この米国の留保に対しては、オランダ、デンマーク、フィンランド、スウェーデン、アイルランド、ノルウェーを始め複数の国が異議を申し立てており、また、米国が行ったような国内法を理由とする留保については、「締約国の国内法秩序において条約が実質的な効果を及ぼすことを除外する規定は、条約の目的及び趣旨と両立しないものと考えられる」と指摘されている（Tams et al., *op.cit.*(8), pp.356-357, 460-465.）。

⁽¹⁰⁰⁾ 扇動（incites）は、ある行為を直ちに引き起こす相当程度の可能性の存在する状況において、他者に対して直ちにその行為を行うように促すことを意味すると定義されている（合衆国法典第 18 編第 1093 条第 3 号）。

⁽¹⁰¹⁾ ブランデンバーグ（Brandenburg）基準とは、暴力の行使又は違法行為の唱道について、「そのような唱道が、差し迫った非合法的な行為をせん動すること、もしくは生ぜしめること、に向けられており、かつ、そのような行為をせん動し、もしくは生ぜしめる蓋然性のある場合を除き」、憲法上禁止できない、とする基準をいう（芦部信喜、高橋和之補訂『憲法 第 8 版』岩波書店、2023、p.228.）。

⁽¹⁰²⁾ 奈須 前掲注53, pp.46-47; 小谷 前掲注92, pp.123-124.

⁽¹⁰³⁾ Mulligan and Sokol, *op.cit.*(94), p.2.

⁽¹⁰⁴⁾ LEE Keun-Gwan, “Domestic Implementation of the ICC Statute in Korea: A Critical Analysis,” *Seoul International Law Journal*, Vol.22, No.2, 2015.12, p.63. <<https://doi.org/10.18703/silj.2015.12.22.2.57>>

⁽¹⁰⁵⁾ 現行法は、「국제형사재판소 관할 범죄의 처벌 등에 관한 법률」（법률 제 10577 호）<<https://www.law.go.kr/법령/국제형사재판소 관할 범죄의 처벌 등에 관한 법률>> 日本語訳に関し、同法の英語版（Act on Punishment of Crimes under Jurisdiction of the International Criminal Court. Korea Legislation Research Institute website <https://elaw.klri.re.kr/kor_service/lawView.do?hseq=24229&lang=ENG>）及び金日秀・徐輔鶴（斉藤豊治・松宮孝明監訳）『韓国刑法総論』成文堂、2019、p.619 を参照した。

⁽¹⁰⁶⁾ 韓国 ICC 法の立法に携わった国際法学者によれば、同条は ICC 規程第 6 条を忠実に反映したものであるとされている（Young Sok Kim, “The Korean Implementing Legislation on the ICC Statute,” *Chinese Journal of International Law*, Vol.10, Iss.1, March 2011, p.167. <<https://doi.org/10.1093/chinesejil/jmr004>>）。

刑又は無期若しくは7年以上の懲役に処せられると規定している。また、同様の目的のため、次のいずれかに該当する行為を行った者も集団殺害犯罪として無期又は5年以上の懲役に処せられる（同条第2項）。すなわち、①第1項に掲げる集団の構成員の身体又は精神に重大な害を与えること、②第1項に掲げる集団の全部又は一部に対し、身体的破壊をもたらすことを意図した生活条件を故意に課すること、③第1項に掲げる集団内部の出生を妨げることを意図する措置をとること、④第1項に掲げる集団の児童を他の集団に強制的に移すことが掲げられている。なお、これらの行為により人を死亡させた場合には同条第1項の刑が適用される（同条第3項）。また、集団殺害犯罪の扇動は5年以上の有期懲役に処せられる（同条第4項）。集団殺害犯罪の未遂も処罰の対象となる（同条第5項）⁽¹⁰⁷⁾。

管轄権については、犯罪が国内で行われた場合（韓国 ICC 法第3条第1項）のほか、行為地が国外であるときに韓国 ICC 法が適用される者として、①同法に定める罪を犯した大韓民国国民（同条第2項）、②大韓民国の船舶又は航空機内で同法に定める罪を犯した外国人（同条第3項）、③大韓民国又は大韓民国国民に対して同法に定める罪を犯した外国人（同条第4項）、④集団殺害等の罪を犯し、大韓民国領域内に所在する外国人（同条第5項）が定められている。

おわりに

以上では、国際法における集団殺害犯罪の概念と関係する条約が定める義務を踏まえ、各国の国内法で集団殺害犯罪について定められた経緯、定義規定等を中心に概観した。

国内法整備の経緯について、ジェノサイド条約の批准・加入に際しては、集団殺害犯罪を新たに設けた国（ドイツ、イタリア、英国、米国）と、既存の国内法制で対処可能とした国（カナダ、フランス、韓国）がある。新たな立法措置がとられなかった国のうち、カナダ及びフランスでは、後に刑法典に関連規定を定めた。また、1998年に採択された ICC 規程の批准・加入に際し、実施のための法令で集団殺害犯罪を含む中核犯罪について定めた国として、カナダ、ドイツ、英国、韓国が挙げられる。フランスでは2000年に ICC 規程を批准した後、2010年に刑法典に追加規定を設けた。イタリアは1999年に ICC 規程を批准し、近年、中核犯罪に関して規定する法案の作成について議論は見られたが、現時点では、集団殺害犯罪の処罰については従来の1967年の法律が維持されている。

集団殺害犯罪の定義について、英国では、条約の定義を直接参照する文言となっている。それ以外では、例えば、保護対象の集団の範囲を拡大しているとみられる国（カナダ、フランス）や、処罰対象の行為として他の要素を追加している国（イタリア）など、条約の定義と差異がある規定もある。ジェノサイド条約の国内実施に関する国際法学者の研究によれば、多くの国では、条約の定義に近い規定を設け、又は各国の法制度に適合させるための若干の技術的修正がなされているといわれる⁽¹⁰⁸⁾。国内法における定義の範囲が条約のそれよりも狭い場合には、

⁽¹⁰⁷⁾ 集団殺害の共犯に関しては、刑法（형법）の一般的な規定が適用される（*ibid.*, pp.166-167.）。また、刑法第114条では、「死刑、無期又は長期4年以上の懲役に該当する犯罪を目的とする団体又は集団を組織したり、これに参加したり、その構成員として活動した者は、その目的とした罪に定められた刑により処罰する。ただし、刑を減輕することができる」として参加罪に関する一般的な規定が置かれている（金惠京「国際組織犯罪防止条約締結に伴う国内法化の過程比較—日韓における人権およびテロ認識を軸に—」『エトランデュテ』3号、2020.7, p.355.）。

⁽¹⁰⁸⁾ Saul, *op.cit.*(31), p.63.

一般的には条約の実施を達成していないものと考えられる。ただし、国内法における用語が指す範囲は国ごとに異なる場合もあるため、条約の実施を達成しているか否かは各国が自ら判断する必要があり、条約と異なる用語が含まれている場合には、条約の趣旨及び目的が満たされているか個別的に判断すべきであるといった見解がみられる⁽¹⁰⁹⁾。また、国内法における定義の範囲が条約のそれよりも広い場合には、条約の実効性には影響がないものの、普遍主義に基づく管轄権の行使に際して他国からの抗議が予想されるとの見方もある⁽¹¹⁰⁾。

また、処罰については、ジェノサイド条約では「効果的な刑罰」の内容を特定していないものの、集団殺害の行為のうち集団の構成員の殺害に関しては、終身刑や死刑など国内法上の最も重い刑罰が最高刑として規定されることが多いといわれる⁽¹¹¹⁾。それ以外の行為に関する拘禁の期間などは、国によって異なっている。管轄権については、普遍主義により、国外で行われた犯罪に関し、自国民以外の被疑者についても自国での訴追を可能とする規定を設けている国として、カナダ、フランス、ドイツ、英国、米国、韓国が挙げられる。これらの国では、被疑者が国内に所在し、又は居住していること等が条件とされている。

各国における集団殺害犯罪に関する法整備の取組事例を参考の一つとしつつ、ジェノサイド条約への対応の必要性に関する検討や、集団殺害犯罪の処罰のための法制度に関する議論が深化することが望まれる。

（しまむら ともこ）

（かりこみ てるあき・総務部人事課長）

（本稿は、筆者が行政法務課在職中に執筆したものである。）

（うつのみや みさき）

【執筆分担】

はじめに	島村智子
I 集団殺害犯罪（ジェノサイド罪）の概要	同
II ジェノサイド条約及びICC 規程と各国国内法の関係	同
III 各国における集団殺害犯罪（ジェノサイド罪）の概要	
1 カナダ、4 イタリア、5 英国	島村智子
2 フランス、7 韓国	宇都宮美咲
3 ドイツ、6 米国	荻込照彰
おわりに	島村智子
別表	島村智子・荻込照彰・宇都宮美咲

⁽¹⁰⁹⁾ Tams et al., *op.cit.*(8), pp.247-248.

⁽¹¹⁰⁾ Saul, *op.cit.*(31), p.64.

⁽¹¹¹⁾ Schabas, *op.cit.*(17), pp.469-470.

別表 G7 各国及び韓国の国内法における集団殺害（ジェノサイド）の定義

国名	集団殺害（ジェノサイド）の定義に関する規定
カナダ	<p>○ 人道に対する罪及び戦争犯罪法^(注1) (第4条第3項) 集団殺害とは、それが犯された時及び場所において有効な法律への違反を構成するか否かにかかわらず、それが犯された時及び場所において慣習国際法若しくは条約に基づき集団殺害を構成し、又は国際社会が認めた法の一般原則により犯罪とされる集団殺害を構成する、識別可能な人の集団の全部又は一部に対し、その集団自体を破壊する意図をもって行う行為又は不作為をいう。</p> <p>○ 刑法典^(注2) (第318条第2項) この条〔第318条 集団殺害の唱道〕において、集団殺害とは、識別可能な集団の全部又は一部を破壊する意図をもって行う次のいずれかの行為をいう^(注3)。 (a) 当該集団の構成員を殺害すること。 (b) 当該集団に対し、身体的破壊をもたらすことを意図した生活条件を故意に課すること。 (第318条第4項) この条において、識別可能な集団とは、皮膚の色、人種、宗教、国民的若しくは民族的出身、年齢、性、性的指向、ジェンダーアイデンティティ若しくはジェンダー表現又は精神的若しくは身体的障害によって区別される公衆の一部をいう。</p>
フランス	<p>○ 刑法典^(注4) (第211-1条第1項) 国民、民族、人種若しくは宗教上の集団又はその他全ての任意の基準によって定められる集団の構成員に対して、その全部又は一部を根絶することを目的とする謀議に基づき、次に掲げる行為をすることは、集団殺害とする。 (1) 生命に対する故意による侵害 (2) 身体的又は精神的な完全性に対する重大な侵害 (3) 集団の全部又は一部の根絶をもたらす性質を有する生存条件に服させる行為 (4) 出産を妨げることを目的とする処置 (5) 子どもの強制的移送</p>
ドイツ	<p>○ 国際刑法典^(注5) (第6条第1項) 国民的、人種的、宗教的又は民族的な集団の全部又は一部に対し、その集団自体を破壊する意図をもって次に掲げることを行った者は、終身自由刑に処せられる。 (1) 当該集団の構成員を殺害すること。 (2) 当該集団の構成員の身体又は精神に対し、特に刑法典第226条〔重傷害〕に定める性質の重大な危害を与えること。 (3) 当該集団の全部又は一部に対し、身体的破壊をもたらすのに適した生活条件を課すこと。 (4) 当該集団内部の出生を妨げる措置をとること。 (5) 当該集団の児童を他の集団に強制的に移すこと。</p>
イタリア	<p>○ 1967年10月9日法律962号 集団殺害犯罪の防止及び処罰^(注6) (第1条) 国民的、民族的、人種的又は宗教的な集団の全部又は一部を集団それ自体として破壊するため、当該集団に属する人々に重大な危害を与えることを意図した行為を行った者は、10～18年の懲役刑に処せられる。 国民的、民族的、人種的又は宗教的な集団の全部又は一部を集団それ自体として破壊するため、当該集団に属する人々を死亡させ、又は重傷を負わせることを意図した行為を行った者は、24～30年の懲役刑に処せられる。同様の目的のため、前記の集団の全部又は一部の身体的破壊をもたらすよう企てられた生活条件を当該集団に属する人々に課した者には、同様の刑罰が適用される。 (第2条) 前条の目的のため、国民的、民族的、人種的又は宗教的な集団に属する人々を強制移送した者は、15～24年の懲役刑に処せられる。</p>

	<p>(第4条) 国民的、民族的、人種的又は宗教的な集団の全部又は一部を集団それ自体として破壊するため、当該集団の内部の出生を妨げ、又は制限することを目的とした措置を強制し、又は実施した者は、12～21年の懲役刑に処せられる。</p> <p>(第5条) 前条の目的のため、国民的、民族的、人種的又は宗教的な集団に属する14歳未満の未成年者を連れ去り、他の集団に移した者は、12～21年の懲役刑に処せられる。</p> <p>(第6条) 国民的、民族的、人種的又は宗教的な集団に属する人々に対し、当該集団の構成員であることを示す印又は識別記号の着用を強制した者は、その行為のみによって4～10年の懲役刑に処せられる。 前記の行為が当該集団の全部又は一部を破壊するために行われた場合には、12～21年の懲役刑が適用される。</p>
英国	<p>○ 2001年国際刑事裁判所法^(注7) (第50条第1項) この部〔第5部 国内法上の犯罪〕において、次の各段落に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各段落に定めるところによる。 「集団殺害」とは、〔ICC規程〕第6条が定義する集団殺害の行為をいう。</p>
米国	<p>○ 合衆国法典^(注8) (第18編第1091条a項) 平時又は戦時を問わず、国民的、民族的、人種的又は宗教的な集団の全部又は相当な部分に対し、その集団自体を破壊する明確な意図をもって次に掲げることを行った者は、b項の規定に基づき処罰される。 (1) 当該集団の構成員を殺害すること。 (2) 当該集団の構成員に重大な身体的損傷を与えること。 (3) 当該集団の構成員に対し、薬物、拷問又は類似の方法により、精神機能に恒久的障害を加えること。 (4) 当該集団の全部又は一部に対し、身体的破壊をもたらすことを意図した生活条件を課すること。 (5) 当該集団の内部の出生を妨げることを意図する措置をとること。 (6) 当該集団の児童を他の集団に強制的に移すこと。</p>
韓国	<p>○ 国際刑事裁判所管轄犯罪の処罰等に関する法律^(注9) (第8条) (第1項) 国民的、人種的、民族的又は宗教的な集団の構成員を、その集団の全部又は一部を破壊する目的をもって殺害した者は、死刑又は無期若しくは7年以上の懲役に処せられる。 (第2項) 第1項が規定する目的のため、次のいずれかの行為を行った者は、無期又は5年以上の懲役に処せられる。 (1) 第1項に掲げる集団の構成員の身体又は精神に重大な害を与えること。 (2) 第1項に掲げる集団の全部又は一部に対し、身体的破壊をもたらすことを意図した生活条件を故意に課すること。 (3) 第1項に掲げる集団内部の出生を妨げることを意図する措置をとること。 (4) 第1項に掲げる集団の児童を他の集団に強制的に移すこと。</p>

(注1) Crimes Against Humanity and War Crimes Act, S.C. 2000 (c.24).

(注2) Criminal Code, R.S.C., 1985 (c. C-46).

(注3) [] 内は、筆者による補記である。以下、同様。

(注4) Code pénal.

(注5) Völkerstrafgesetzbuch (VStGB), 2002.6.26.

(注6) L. 9 ottobre 1967, n.962, Prevenzione e repressione del delitto di genocidio.

(注7) International Criminal Court Act 2001 (c.17).

(注8) 18 U.S.C. § 2, 1091.

(注9) 국제형사재판소 관할 범죄의 처벌 등에 관한 법률 (법률 제 10577 호) ; Act on Punishment of Crimes under Jurisdiction of the International Criminal Court, Act No.10577, 2011.4.12.

(出典) 各国の法令を基に筆者作成。